

新旧対照表

【税関検査場電子申告ゲートを使用して行う税関業務の取扱いについて（平成31年3月30日財関第439号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>標記のことについて、下記のとおり定めたので、平成31年4月1日から、これにより実施されたい。この場合において、この通達に定めのないものについては、関税基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）その他関税関係基本通達の定めるところによる。</p> <p>（用語の意義）</p> <p>1 （省略）</p> <p>（携帯品等の輸入申告手続）</p> <p>2 Eゲートを利用して行う携帯品等の輸入申告手続については、次による。</p> <p>(1)・(2) （省略）</p> <p>(3) 上記により輸入申告された携帯品・別送品申告情報の訂正は、<u>原則として、申告者からの申出に基づき、税関において電子申告端末（顔認証機能を有しないもの。以下同じ。）にて行った上で申告者に訂正後の申告内容の確認を求め、申告者において電子申告端末にて行わせることにより認めることとする。ただし、やむを得ない事情等が認められる場合には、税関において訂正の上、訂正後の申告内容が記載された「携帯品・別送品申告書」を1通印刷し、申告書に訂正した内容を確認した旨の署名を求めた上で、訂正を認めることとする。</u></p> <p>なお、当該申告書は税関において保管するものとする。</p>	<p>標記のことについて、下記のとおり定めたので、平成31年4月1日から、これにより実施されたい。この場合において、この通達に定めのないものについては、関税基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）その他関税関係基本通達の定めるところによる。</p> <p>（用語の意義）</p> <p>1 （同左）</p> <p>（携帯品等の輸入申告手続）</p> <p>2 Eゲートを利用して行う携帯品等の輸入申告手続については、次による。</p> <p>(1)・(2) （同左）</p> <p>(3) 上記により輸入申告された携帯品・別送品申告情報の訂正は、申告者からの申出に基づき、<u>税関において行うこととし、訂正後の申告内容が記載された「携帯品・別送品申告書」を1通印刷し、申告書に訂正した内容を確認した旨の署名を求めた上で、訂正を認めることとする。</u></p> <p>なお、当該申告書は税関において保管するものとする。</p>